

バリアフリー環境整備促進事業

●対象地域

1) 移動システム等整備事業

① 次のイ～ニに掲げるいずれかの区域内にあること

イ. 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域等

ロ. 人口5万人以上の市

ハ. すこやかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業、バリアフリーのまちづくり活動事業等の事業を実施し、又は実施が予定されている市町村

ニ. 中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で一定の要件を満たす区域

② 公共的な特定建築物又は高齢者等が利用する施設が整備され、又は整備される予定のある区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域

2) 認定特定建築物建築事業

上記の①の区域内

●事業内容

1) 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワークの形成

① 基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成

② 「バリアフリー環境整備計画」、バリアフリー法に基づく「基本構想」、住宅市街地総合整備事業の「整備計画」に基づき実施される、以下の移動システム等の整備

- ・ 屋外の移動システムの整備
- ・ 建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（建築物内の移動経路を含み、市街地空間における移動ネットワークの一部を形成するものに限る）
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、身体障害者用駐車施設、トイレ等）
- ・ 移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備
- ・ 移動案内装置の設置

2) 認定特定建築物に係るもので、以下の整備に対する助成

- ・ 屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る）
- ・ 屋内の一定の移動システム整備（特別特定建築物（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る）
- ・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、身体障害者用駐車施設、トイレ等）
- ・ 移動案内装置の設置

特定行政庁の認定建築物

基本構想に基づく整備

エスカレーターの設置

エスカレーターの設置

ホールの設置

デッキの設置

エレベータの設置

屋内のエレベータや
ホールの設置

